

第1回都区財政調整協議会幹事会（H29.12.5）

主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 都側提案事項説明

【都】

それでは、私から、現時点での財源見通しと都側の提案事項を説明いたします。

まず、今年度の調整税についてですが、今年度につきましても、昨年度と同様、調整税の徴収実績に関する情報について、区側に提供いたしました。

すでにご承知のことと思いますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績につきましては、前年同月比で約254億円の減、固定資産税につきましては、約129億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、約110億円ですが、最終的にこれがどのようになるか、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

つぎに、平成30年度の調整税の見通しですが、正確な見通しについてお示しできる状況にございませんので、概括的な見通しとなりますが、固定資産税については、3年に一度の評価替えの年にあたります。近年の地価上昇傾向を受け、土地に係る評価増が見込まれております。

市町村民税法人分につきましては、企業業績の動向に大きく左右されるものですが、海外経済の不確実性に留意する必要があるなど、先行きは不透明な状況にあると考えております。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

特別区民税については、納税義務者数と総所得金額等がともに増加しているため、前年度に比べると増加傾向が見込まれます。

また、軽自動車税のグリーン化特例の延長等の昨年度までに決定されました税制改正については、例年同様、その影響額を反映させた算定を行うことを考えております。

なお、今後示される税制改正に向けた国の動向に関しては、十分に注視してまいりたいと考えております。

財源見通しの説明は以上でございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

お手元に、資料が配付されておりますが、表題が「平成30年度都区財政調整東京都提案事項の概要」と題した資料をご覧ください。

まず、「記」書き以下にございますように、今回、東京都から提案する事項は、算定内容の見直しについて、全部で13項目あります。

このうち主な提案内容として、3項目を説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄、「議会運営費の見直し」でございます。

地方自治法上、議員定数の法定上限が撤廃されていることや、各区の算定上の議員定数と実態に乖離があることから、各区の議員定数条例上の定数により議会運営費を算定する方法に見直すことを提案するものでございます。

次に、【経済労働費】の欄、「勤労福祉会館管理運営費の廃止」でございます。

昨年度の協議でも提案いたしました。勤労福祉会館について、その目的及び機能において商工振興センターとの重複が見られ、重複算定となっていると考えられるため、勤労福祉

会館管理運営費の態容補正の廃止を提案するものでございます。

3つめは、ページ進めまして【土木費】（つづき）の欄、一番上の項目、「公園費の見直し」でございます。

新規公園の取得等面積について、実態調査結果に基づき各区の状況を踏まえた上、見直しを提案するものでございます。

ページ進めまして、標題が「平成30年度都区財政調整東京都提案事項説明資料」をご覧ください。

今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載した説明資料を添付してありますのでご確認願います。

皆さまもご存じのとおり、地方分権の観点からは容認することのできない法人住民税の国税化などが行われることに加え、国は、平成30年度税制改正においても、地方消費税の帰属を決定する清算基準について、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、「人口」の比率を引き上げるなど、制度本来の趣旨から逸脱するような検討を進めております。

こうした動きの背景には、「東京一人勝ち」という国や他の自治体からの厳しい目があることを都区双方は改めて強く意識する必要があると、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度についても、これまで以上に適切に運営していくため、自律的に算定を見直していく必要があります。

そのためには、既算定内容も含めてより厳しく見直しを行い、一層の合理化を図っていかねばならないと考えます。

都税収入につきましても、現時点で平成29年度最終見込みや平成30年度の見込みは示されておりませんが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による企業業績への影響も考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、平成30年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまのご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

都側の提案事項の説明は以上でございます。

■ 区側提案事項説明

【区】

それでは、区側提案事項の全般について説明をいたします。

お手元の資料「平成30年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

（提案概要）

特別区においては、少子高齢化対策をはじめ、首都直下地震への備えやインフラの老朽化対策など、膨大な行政需要を抱えています。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、特別区は東京都と連携しながら開催都市として万全な体制づくりに取り組む必要がある、と考えております。

一方で、日本経済は緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

そのような中で国は、都区の調整税である市町村民税法人分の一部を国税化したことに加え、ふるさと納税制度や地方消費税の都道府県間における清算基準の見直しなど、都市部の税収を吸い上げて地方に配分するような動きを加速させており、特別区財政は非常に厳しい状況にさらされています。

このような状況下においても、区民サービスを低下させることなく行政を運営していくことは基礎自治体としての特別区の責務であります。そこで、現下の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめています。

基本的事項は3点となります。

1の「都区間の財源配分に関する事項について」は、大規模な税制改正や、特別区におけ

る児童相談所の設置など都区の役割分担の変更などが行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを協議することを提案するものです。

2の「特別区相互間の財政調整について」は、現下の社会経済状況を踏まえて、特別区間で協議を行った結果とりまとめた、保育所等の利用者負担や清掃費の見直しなどについて、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを提案するものであります。

最後に3の「都区財政調整協議上の諸課題について」です。特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、早急な見直しを行うことを求めるものです。

今回の協議に向けて、区側では平成29年度財調協議を踏まえ、特別交付金については算定の透明化に向けたメニュー化を検討し、減収補填対策については財政的なシミュレーションを行っております。その結果を踏まえて、見直しの内容や必要性を具体的にお示ししたいと考えておりますので、受け止めていただきますようお願いいたします。

また都市計画交付金については、課題の解決に向けて都区で議論を進めるため、都区協議会の下に協議体を設置することも含めて、提案いたしますので、前向きな検討をお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

「議会総務費」では、被災者生活再建支援システム運用経費など計20項目、「民生費」では、保育所等の利用者負担など計18項目、「衛生費」では、予防接種費にかかる接種率の見直しなど計10項目、「清掃費」では、標準区ごみ量の変化等による清掃費の見直しについて、「経済労働費」では、公衆浴場助成事業費及び工業振興費助成について、「土木費」では、公園使用料・占用料など計5項目、「教育費」では、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費など計8項目、さらに「その他」といたしまして、お示しの6項目を、それぞれ整理しております。

なお、本提案につきましては、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

(基準財政需要額のあり方)

関連して申し上げますが、基準財政需要額のあり方については、個別事業の協議を行っていく中で、都区間の共通認識を積み重ねていくことが極めて重要であると認識しておりますので、限りある時間の中でより実り多い協議ができるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

継続検討課題として、今後の状況の変化に応じ、提案を行う項目について整理したものです。このうち、「国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直し」につきましては、現在区側で検討中の事業であり、整理ができた段階で、追加で提案したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に財調協議会では、都側は協議上の諸課題をはじめとした区側提案について、例年と同様のご発言を繰り返すばかりで、区側からの様々な新しい視点での提案を受け止めていただけませんでした。幹事会での協議については、区側の提案に対する都側の見解をしっかりと示していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また財調協議会の場合でも申し上げましたが、昨年度行いました、平成29年度財調協議についての協議内容が、この場での合意なしに、東京都のホームページにおいて公開されております。協議内容を広く明らかにすることは、これまでも区側としては進めるべきとの立場でしたが、協議における区側の合意なしに、一方的に協議内容を公開することは遺憾であります。今後の協議についても公開を継続していくのであれば、協議のうえで公開のルールも含め決定すべきと考えます。

区側提案事項の説明は以上でございます。

■ 都側総括的意見

【都】

区側提案事項に関しまして、都側の総括的な意見を申し上げます。

はじめに、「都区間の財源配分」に関する提案ですが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、児童相談所の設置・運営に係る事務は児童福祉法に基づき東京都が実施していることから、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、先ほどもご説明しましたとおり、今回の都区財政調整は、東京一人勝ちという国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中、都税収入についても必ずしも楽観視できない状況において、都区制度の根幹である財調制度をこれまで以上に適切に運営していく観点から行っていくものと考えております。このため、都としては、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

都区財政調整協議上の諸課題に関する提案等についてですが、第1回協議会の中で発言させていただいたとおりと考えております。

この他、多岐にわたるご提案をいただいておりますが、先ほどもお話したとおり、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。こうした時こそ、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えます。都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございます。

区側の皆さまのご協力を改めてお願いして、区側提案に対する都側の総括的な意見といたします。

■ 区側総括的意見

【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、繰り返し「東京一人勝ち」という国や他の自治体から厳しい目線が向けられていることが述べられ、その上で都として、より厳しく見直しを行い、合理化を図るべきという考え方にに基づき、ご説明いただいた3項目を含め13項目の提案をいただきました。既算定内容を廃止する提案が多く見られるところですが、いずれもその妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

都と特別区を取り巻く状況については、区側としても当然認識しており、現行算定の見直しについても取り組んでいるところです。一方で、先日の「国の不合理な措置に対する東京都の主張」において都も主張しているように、大都市特有の膨大な財政需要に対応するための取り組みも、一層進めていかなければなりません。そのためには算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、常に需要に見合った算定としていくことが必要だと考えております。区側としては、これらのことから、特別区としての当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

今回の地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論について、都と区で足並みを揃え、共同で取り組んできたように、都区で議論を尽くして、具体的な成果の得られる協議にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお協議内容の公開についてですが、第1回協議会の中で発言させていただいたとおりとということです。協議内容を公開していくものと理解したいと思っております。

私からは、以上です。

■ 公園費の見直し

【都】

私から新設公園に係る事業量の見直しについて発言させていただきます。

現在、土木費において算定している新設公園の事業量は「1,500㎡」となっており、毎年度当該面積を取得したものを整備するという設定となっております。

しかし、今年度、直近3か年の整備状況について、実態調査を行ったところ、その事業量は「382㎡」でした。

このため、現行の「1,500㎡」から「400㎡」に見直す提案をいたします。

【区】

都側から説明のありました、新設公園に係る事業量の見直しについて、発言いたします。

今回の都側提案は、公園新設に係る工事費、用地費の事業量について、特別区の直近3か年の整備実績に基づき見直すものですが、都側提案内容の精査が必要であることから、次回以降、区側の見解を述べさせていただきます。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について、2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

区側としては、過去の財調協議でも申し上げておりますが、「各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき」と考えております。

平成29年度財調協議において普通交付金の財源不足が生じ、自主自律的な対応を図る観点から、基準財政需要額を圧縮する区側提案の見直しを行っております。このことから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考えております。

2点目は、「算定の透明性・公平性を高めること」についてです。

同様に、昨年度協議では、区側から、算定ルールを都区で検討する事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側からは「都と区の協議により策定した算定ルールに則って適切に算定しており、透明性・公平性は確保されている」、また、「現時点で算定ルールを見直す必要はなく、ルールの見直しが必要と考えるのであれば、区側で具体的な検証が必要」との認識が示され、協議不調となっております。

しかしながら、今回、区側における具体的な検証の一環として各区へ実施したアンケート調査の結果では、特別交付金について、「不透明である」と感じている算定が多々存在することが確認されました。

算定の透明性・公平性を高めることについては、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、特別区においても、税の使途に関する区民への説明責任などの透明化が求められていることから、都区共通の課題であると考えております。

そこで、現在の算定ルールにおいて、算定メニューの例示が可能と考えられる、『地方交付税における特別交付税の算定事業』、普通交付金の過去の協議において『普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業』、『特別交付金の3月交付分に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業』の3つの視点に基づき、具体的な算定メニューを例示いたしました。

メニュー化の趣旨としましては、各区分の算定内容を限定列挙したり、例示したメニューに当てはめて申請することを想定しているものではなく、透明性・公平性を高める観点から、各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認することを目的としています。

都区で過去に確認している現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能となり、算定の透明性・公平性を高めることに繋がると考えておりますので、是非、前向きにご検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

【都】

現行の特別交付金の割合は、平成19年に都と区の協議を経て、調整税の配分割合の変更と併せて財調条例本則を2%から5%に改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されております。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であると考えています。

次に、特別交付金の算定ルールについて、「各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認する」とのことですが、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではありません。都は、申請があった案件について、申請内容を1件1件精査した上で、算定しています。

また、現行の算定ルールは、透明性・公平性確保の観点から、都区合意に基づき策定されており、「3つの視点に基づき、具体的な算定メニューとして例示」したとする事項についても、この算定ルールもしくは「東京都総務局行政部区政課の通知」において、算定対象として明記されていることから、改めてこのような整理は不要と考えます。

このため、都側としては、現時点において算定ルールを見直す必要はないと考えています。

■ 減収補填対策

【区】

私からは、減収補填対策について発言いたします。

区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えております。

平成29年度財調協議では、区側から、具体的な対応策の構築に向けて早急に検討を進めていくため、事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側は、特別区で現在どのような影響が生じているのか、激甚災害等を想定するならば、その際に減収の規模や赤字債発行の必要性をどのように見込んでいるのかという点について、区側で具体的な検証があって、見直しの必要性を提起していくことが、まずは必要であるとの見解でした。

そこで今回、区側では、実際に起こりうる事態を想定した、財政上のシミュレーションを行っています。

まず、特別区が、一般の市町村と同様の減収補填対策が可能と仮定した場合、リーマンショックの影響が表面化した平成21年度のケースでは、600億円規模の減収補填債特例分を発行できる想定になります。しかしながら、特別区は減収補填債を十分に活用できなかったこともあり、財調基金の取崩し等により対応した経緯があります。

一方で、リーマンショック級の経済危機が発生した場合と、激甚災害が発生した場合について、特別区における初年度の影響額を試算したところ、それぞれ1,500億円、1,400億円規模の減収が想定されることが明らかになりました。

財調基金積立額は景気状況の変化に左右されやすく、最悪の場合、枯渇することも十分に考えられます。そのような状況下で、経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうると考えられます。

以上のことから、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、都と区で早急に検討を進めていく必要があると考えておりますので、是非とも前向きな対応をお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

まず、年度途中の調整税の減収対策についてですが、御承知のように、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものです。

区側で行ったシミュレーションについて、都はその内容の是非を述べる立場にはありませんが、私どもがイメージするシミュレーションとは、各区が大幅な減収という状況に対し、それぞれ歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図っても、なお赤字債発行をしなければならない状況になるということを示すようなものです。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

まず、従来から申し上げており、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的な見直しを提案します。

第1回財調協議会でも申し上げましたが、都市計画交付金の一般財源分が、普通交付金の財源を圧迫している状況にあり、平成29年度財調協議会においては、基準財政需要額に対する普通交付金の財源不足が生じ、区側提案の一部見直しを行いました。

このような状況からも、区側としては早急に都区で議論を重ね、課題の解決に向け検討すべきと考えます。

次に、都市計画事業の都区の実施実態等について検証を行うため、大都市事務として都が行う都市計画事業の実施規模や、その財源とされている都市計画税の充当状況等、必要な情報の提示を求めます。

このことは、国の通知で、都市計画税の使途の明確化が求められていること、また、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、税の使途に関する説明責任を果たす意味からも、明らかにされるべき情報と考えます。

以上が提案内容の説明となりますが、1点目の「都市計画交付金の抜本的な見直し」については、これまでも繰り返し区側から主張しているにも関わらず、実質的な議論なしに毎年度の財調協議会は終了しております。

本来的には、財調協議会の場で議論すべきと考えますが、本年8月の都への予算要望等でも申し上げており、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを含め、是非とも協議に応じていただきたいと思います。

私からは以上です。

【都】

都市計画交付金につきましては、第1回財調協議会でも申し上げましたが、都といたしましては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお聞きしながら、順次見直しを図ってまいりました。

今後とも各区が取り込まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

■ 児童相談所関連経費

【区】

私からは、特別区が児童相談所を設置する際の関連経費について発言いたします。

平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月以降、政令で指定された特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。それを受け、現在、設置を希望する22区において、児童相談所の開設及び都からの円滑な事務の移行をめざして、準備を進めているところです。

そこで今回、特別区が児童相談所を設置するにあたり、発生する経費の取り扱いについて、先ほど、冒頭の発言で、東京都が実施している段階で、議論する段階にはないご発言がございましたが、都の見解をお伺いしたいと思います。

従前より、中核市が政令の指定により児童相談所を設置した場合には、地方交付税において基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされています。都と特別区の場合、地方交付税は都区合算で算定されており、その地方交付税制度のもと、個々の特別区の財源保障制度として「都区財調制度」があります。特別区が政令の定めにより児童相談所を設置した場合にも、都区財調の基準財政需要額に算定され、財源保障すべきものです。

さらに、政令で指定された特別区においては法律上、児童相談所関連の事務が特別区の事務となることから、児童相談所が設置された特別区の区域においては、その事務が都から区に移されることになり、都と区の役割分担の変更が生じることとなります。

平成12年の都区制度改革の際に、国は、「特別区の事務処理に要する経費については、最終的には都区財調により財源保障が講じられる仕組みとなっていることから、新たに都から区に移譲される事務の財源についても、都区財調の配分割合の変更により保障されるものである」との見解を示しており、それに基づき、清掃事業関連経費を基準財政需要額に算定するとともに、配分割合を変更しています。

今回の児童相談所関連の事務に係る経費についても、都区の役割分担の変更であることから、その規模に応じて都区財調における都区間の配分割合を適切に設定し、変更すべきと考えています。

また、児童相談所等を設置するにあたり発生する準備経費について、区側の考えを申し上げます。

児童相談所等の設置に伴う準備経費については、本来、普通交付金による算定を検討すべきところですが、各区の設置予定が同時期ではなく、その多くが用地費や施設整備費などの臨時的に発生する経費です。そのため、現時点で特別区として標準的な財政需要を設定することが技術的に困難であることから、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要に該当し、普通交付金による算定として整理するまでの当面の間、特別交付金により算定すべきです。

あわせて、設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないようにするため、過去に都区で協議し定めた算定ルールにより運用されている算定区分の「Cのウ」、「地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を勘案して算定するもの」に統一するとともに、交付率についても2分の2で統一し、開設に向けて円滑に準備が進められるよう、十分な財源を確保すべきと考えます。

設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、円滑に東京都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな協議をお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しておりますが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられています。

このため、従来行われてきた、清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものとは考えておりません。

次に、特別交付金における取扱いについてですが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して

交付すると定められています。

特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、お話の児童相談所の設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものと考えています。

■ 保育所等の利用者負担の見直し

【区】

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

平成29年度財調協議においては、区側から、特別区と都内市部の実態を比較検証した結果、特別区の利用者負担の水準が都内市部と同水準であることが確認できたことから、特別区における利用者負担の水準は標準区として合理的かつ妥当な水準であり、特別区の実態を適切に財調に反映させるよう提案しました。

しかし、都側は国基準での設定が妥当であると主張し、2年続けて協議不調となりました。

同様に、昨年度の協議で区側から、平成28年度東京都補正予算において創設された、認可外保育施設利用支援事業との整合を図る意味でも、区案による算定に改めるべきと主張しました。

その意図を改めて具体的に申し上げますと、創設された事業では、認証保育所の利用者負担額について都と区市町村で1/4ずつ、合わせて1/2を補助し、実際の利用者負担額を残る1/2とするもので、補助対象額に上限はあるものの、その上限以内であれば、必ず1/2が補助されるスキームとなっています。

これに従えば、例えばある認証保育所の3歳未満児の利用者負担額が、認可保育所等の現行の財調算定額と同じ45,126円であれば、その1/2が補助されますので、実際の利用者負担額は22,563円となります。

これは、区側が主張している特別区の実態を踏まえた認可保育所等の3歳未満児の利用者負担額である25,970円よりも低い水準となっています。このことは、都が認証保育所で妥当と認めている利用者負担の水準からすれば、区側が提案している水準は当然認められるべき水準であることを示していると考えます。

認証保育所では認められている利用者負担の水準を、認可保育所等では認めないとする都の考え方は矛盾しており、改めて、特別区の実態を平成30年度財調に適切に反映させるべきと考えます。

国では、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指す」として、幼児教育無償化の検討がされております。区が行っている利用者負担の軽減は幼児教育無償化を重要課題と掲げる国の方針とも合致しており、是非区案に沿って整理されるようお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

都区財政調整における保育所等の利用者負担額の設定について、都側としては、これまでの財調協議でもお示ししているとおり、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準によるべきものと考えております。

また、昨年度の協議でも申し上げましたが、都の「待機児童解消に向けた緊急対策」の1つである「認可外保育施設利用支援事業」は、認可保育所等の利用者負担額のあるべき水準を示すものではありません。

今回の区側提案については、内容を確認のうえ、次回以降、都側の見解を述べさせていただきます。

■ 清掃費の見直し

【区】

私から、清掃費の見直しについて、説明いたします。

今回の見直しは、「標準区ごみ量については、3年程度を基本に見直す」という都区の確認のもとに、前回の見直しの平成27年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するものです。

今回の見直しにあたっては、事前に都区合同で実施した調査結果に基づき、次の3つの視点に立って、見直しを行いたいと考えます。

まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」です。

現行の標準区ごみ量については、平成25年度のごみ量と人口の回帰分析により設定しておりますが、今回は、これを直近の実績である平成28年度のごみ量と人口に更新するとともに、近年各区で実施が進んでいる、不燃ごみの中から資源物を選別しリサイクルする『ピックアップ回収』による資源量をごみ量に加算し、設定しています。

2点目は、「収集運搬モデルの改定」です。

ただいまご説明した『見直し後の標準区ごみ量』と『平成29年度の各区の収集作業計画』のもとに、前回改定時と同様の手法を用いて、収集運搬モデルを改定いたしました。

3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」です。

作業運営費やリサイクル推進事業費など、特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図るものです。

清掃費の見直しに関する説明は以上です。

【都】

区側提案は、「標準区ごみ量の見直し」、「収集運搬モデルの改定」及び、前回の見直しを行った平成27年度財調協議と同様の手法により、乖離の見られる各項目について見直しを行ったとのことでした。

また、近年各区で実施の進んでいる「ピックアップ回収」による資源量などを新たに勘案されたとのことでした。

こうしたことから、提案については見直し項目が多岐にわたるため、内容を精査の上、次回以降、都側の見解を述べさせていただきます。

■ 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費

【区】

私からは、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について発言いたします。

過去の協議においては、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費の提案を幾度となく行ってきましたが、都はその都度自主財源で対応すべき事業であると主張し、協議不調が続いてきました。

平成29年度財調協議においては、都の平成28年度補正予算「待機児童解消に向けた緊急対策」の趣旨を鑑み、特別区の実態を踏まえた両事業の算定を区側から提案しました。

それに対して、都側は、各区の実態を把握できる状況にないことから、標準区経費の水準が適正か判断ができず、臨時的な経費として位置付け、毎年度協議する必要があると主張しました。

その一方で、都側は、平成28年度財調の再調整に関して、緊急対策の計画期間である5か年分の経費を一括して臨時的に算定する提案をしたため、区側から都側の主張の矛盾を指摘しましたが、明確な回答はありませんでした。

結果的に、両事業を「待機児童解消緊急対策対応経費」として単年度分を臨時的に算定するという都側の主張をあくまで暫定的な整理として受け入れ、次年度以降、改めて協議することとなりました。

今回は、昨年度協議における「各区の実態を把握できる状況にない」との都側の主張を踏

まえ、全区で事業を実施している実態をもとに、改めて提案を行うものです。

都の平成30年度予算要求においても、当該事業の予算要求がなされていることから、もはや臨時的な需要ではないことは明らかです。

喫緊の課題として社会問題となっている待機児童対策について、現在、都区双方が思いを一つにして協働で施策を展開している状況です。特別区が安定的に保育サービスを区民に提供していくため、ひいては深刻な少子化をくい止めるため、当該事業を標準的な需要として算定することが必要と考えます。

私からは以上です。

【都】

この提案に対する都側の認識は、昨年度の協議でお示ししたとおりですが、昨年度お話しした内容を改めて申し上げますと、昨年度の区側提案は、平成28年度の予算をもとに標準区経費を設定するもので、平年度ベースの実績すら何れも、標準区経費としての適正な水準が判断できないこと、一方で、待機児童対策が喫緊の課題であり、特別区においても更なる取組が必要な状況にあることから、都区財政調整においては、標準的な需要ではなく、臨時的な需要として位置付け算定すべきもの、との考えをお示しました。

さらに、区側からは、「都の事業期間と合わせて」、「算定がなされるべき」との強い考えが示されていたことから、都側としても、都区財政調整における算定として、その時点で取り得る方法を検討し、平成28年度再調整において、29年度以降に発生する経費も併せて、緊急対策の計画期間である5か年分の経費を一括して臨時的に算定することを提案しました。

都側としては、このように、区側提案の趣旨及び内容、さらに、それまでの幹事会における区側の考えを踏まえ、これに沿う形で、都区財政調整における算定を検討し、提案をしたところですが、区側からは、「都の発言に矛盾を感じている」との理由から、この提案について理解が得られませんでした。

これらの協議の経過及び区側の発言を踏まえ、平成29年度都区財政調整においては、「待機児童解消緊急対策対応経費」として臨時的に算定し、平成30年度以降については改めて協議するものとして整理することになりました。

今回の区側提案については、内容を確認のうえ、次回以降、都側の見解を述べさせていただきます。

■ 特別区債（道路改良）の見直し・【態容補正】道路・橋りょうの新設等

【区】

私からは、「道路改良における特別区債の見直し」及び「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」等について、発言いたします。

平成29年度財調協議において都側から提案のあった「道路改良における特別区債の見直し」については、都区の見解が一致せず不調となりました。

これを踏まえ、今回、区側で「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」等も含め、一体的に検討を行いました。

今回の提案は、特別区の実態を踏まえ見直しを行うものであり、具体的には、まず道路改良における特別区債の算定については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止します。

次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、加算額を算出するにあたり、事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において新たに算定するよう見直します。

加えて、態容補正の加算額を算出するにあたり、事業費に乗じられている係数「4分の3」について、根拠が不明確であることから廃止します。

いずれも、特別区の実態や平成29年度財調協議で明らかになった課題等を踏まえ整理した

内容となっておりますので、今回提案した内容で取りまとめられますよう、是非お願いいたします。

私からは以上です。

【都】

まず、「道路改良における特別区債の算定については、特別区ではほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止する」という区側提案内容についてですが、異論はございません。

次に、今回の協議で新たにご提案された「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」についてですが、区側の提案内容は『事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において新たに算定するよう見直しを行う』というものであります。

今まで特別区債及びその元利償還金を本態容補正の中で算定していなかった状況の中、特別区の起債の状況に変化が見られない以上、算定方法を改める必要はないと考えます。

また、事業費に乗じる「4分の3」という係数についてですが、本態容補正は、特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業を算定対象とし、前年度実績額に「4分の3」を乗じて需要額を算出しております。

一方、都市計画交付金の対象となる事業認可を得て行う都市計画事業については、「4分の1」相当を「都市計画交付金」で算定し、残りの「4分の3」相当を財調上「その他諸費」の「財産費」において算定しており、需要の「4分の4」が算定されております。

都市計画事業は、都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に行われる事業であり、都市計画に定められていない事業とは、当然その性格を異にするものであります。

したがって、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、加算額を算出するにあたり、「4分の3」を事業費に乗じることは、妥当と考えております。

■ 投資的経費に係る工事単価の見直し

【区】

私からは、投資的経費に係る工事単価の見直しについて、発言いたします。

平成29年度財調協議では、建築工事・土木工事の工事単価について、特別区の実態との乖離が大きくなっている状況を踏まえ、区側から、各区予算単価や国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価となるよう改善するとともに、今後も同上昇率に基づき改定されるよう、物騰率算出方法を見直すことを提案しました。

それに対し、都側は、物騰率算出方法は見直す必要はなく、短期的で急激な労務単価の上昇を財調に反映するのであれば、平成26、27年度の2か年の増加率のみ工事単価に反映した上で、当該上昇分を引き続き反映すべきか、毎年度協議する必要があるとの見解でした。区側としては、課題の抜本的な解決とはならず了承しかねるところではあるものの、工事単価の見直しが喫緊の課題であることを踏まえ、あくまで暫定的な整理として、都案を一旦受け入れたところではあります。

今回の提案にあっても、現行の物騰率が特別区の実態に即したものになっていない以上、物騰率算出方法を見直し、実態を適切に反映した工事単価となるよう改善すべきという考えに変わりはありません。

しかしながら、本来あるべき物騰率算出方法の見直しは、昨年度の協議経過や現在の財源状況を勘案すると、自主自律的な観点から今後の協議課題とせざるを得ないと考えており、工事単価の設定については、昨年度の整理に沿った形で提案することといたします。

一方で、都側は、工事単価の上昇分の反映について、毎年度協議する必要があるとの見解でしたが、変動率が安定的に推移している現状においては、その必要はなく、今後大きな状況の変化があった場合に、改めて検討していくべきものと考えます。

老朽化が進む公共施設の適切な維持・更新が特別区にとって大きな課題となる中、昨年度の協議内容を踏まえて取りまとめた内容となっておりますので、是非、区側提案の趣旨に沿っ

て整理されるようお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

まず、現在の建築工事・土木工事単価における物騰率の算出方法については、平成29年度財調協議でも申し上げている通り、これまでも急激な景気変動時であっても物騰率の算出方法を変更しておらず、また、財調上の物騰率が各区建築予算単価や国交省公共工事設計労務単価の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はないと考えます。

平成26、27年の2か年分の急激な上昇率を踏まえて算出した工事単価は、あくまで臨時的なものであり、現行の物騰率により算出した工事単価が、各区の建築予算単価や国交省公共工事設計労務単価などの実態と比較して、乖離しているかどうか毎年度検証する必要があると考えます。